

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(通関手続の範囲)	(通關手續の範囲)
2 - 2 法第2条第1号イ ((定義))にいう「通關手續」の範囲は、次による。 本号イ の(一)から(五)までに掲げる申告、申請等(以下この項において「輸出入申告等」という。)以外の手續(例えば、各種の關稅の減免稅關係手續、指定地外貨物検査許可申請、臨時開府承認申請等)であつても、輸出入申告等と関連して、輸出入申告等からそれぞれの許可又は承認を得るまでの間に行われるものは通關手續に含まれる。 なお、上記の各種の減免稅關係手續、臨時開府承認申請等が、輸出入申告等の前又は許可又は承認の後にされる場合は、法第7条((関連業務))に規定する関連業務として通關業者による代理手續を認めることとする。  輸入の許可後に行われる關稅の確定及び納付に関する手續(例えば、輸入許可後の修正申告(關稅法(昭和29年法律第61号)第7条の14第1項((修正申告))に規定する修正申告をいう。後記18-1(通關業務の料金)及び18-2(料金表を適用しない手續)において同じ。)更正の請求(同法第7条の15第1項((更正の請求))の規定による更正の請求をいう。後記18-1(通關業務の料金)及び18-2(料金表を適用しない手續)において同じ。)特例申告(同法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告をいう。後記18-2(料金表を適用しない手續)において同じ。)等)は、通關手續に含むものとする。また、輸出入申告等の許可又は承認の内容に変更を及ぼすこととなる手續(例えば、輸出許可後の船名、数量等変更申請手續)も通關手續に含まれる。	2 - 2 法第2条第1号イ ((定義))にいう「通關手續」の範囲は、次による。 本号イ の(一)から(五)までに掲げる申告、申請等(以下この項において「輸出入申告等」という。)以外の手續(例えば、各種の關稅の減免稅關係手續、指定地外貨物検査許可申請、臨時開府承認申請等)であつても、輸出入申告等と関連して、輸出入申告等からそれぞれの許可若しくは承認を得、又は指定を受けるまでの間に行われるものは通關手續に含まれる。 なお、上記の各種の減免稅關係手續、臨時開府承認申請等が、輸出入申告等の前又は許可若しくは承認又は指定の後にされる場合は、法第7条((関連業務))に規定する関連業務として通關業者による代理手續を認めることとする。  輸入の許可後に行われる關稅の確定及び納付に関する手續(例えば、輸入許可後の修正申告(關稅法(昭和29年法律第61号)第7条の14第1項((修正申告))に規定する修正申告をいう。後記18-2(料金表を適用しない手續)において同じ。)更正の請求(同法第7条の15第1項((更正の請求))の規定による更正の請求をいう。後記18-2(料金表を適用しない手續)において同じ。)特例申告(同法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告をいう。後記18-1(通關業務の料金)及び18-2(料金表を適用しない手續)において同じ。)等)は、通關手續に含むものとする。また、輸出入申告等の許可若しくは承認又は指定の内容に変更を及ぼすこととなる手續(例えば、輸出許可後の船名、数量等変更申請手續)も通關手續に含まれる。
(関連業務の範囲等)	(関連業務の範囲等)
7 - 1 法第7条((関連業務))の適用については、次による。 本条にいう「通關業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務」とは、法第2条第1号((定義))に規定する通關業務に関連して行われる一切の業務をいい、例えば、以下の手續が含まれる。 イ 事前教示照会 ロ 不開港出入許可申請 ハ 外國貨物仮陸揚届 ニ 見本一時持出許可申請	7 - 1 法第7条((関連業務))の適用については、次による。 関連業務とは、例えば、外國貨物運送申告、外國貨物仮陸揚届、見本一時持出許可申請又は事前教示照会等の手續をいう。

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p><u>ホ 保税地域許可申請</u></p> <p><u>ヘ 外国貨物運送申告</u></p> <p><u>ト 輸出差止申立又は輸入差止申立に対する意見書提出</u></p> <p><u>チ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請</u></p> <p>本条ただし書にいう「他の法律において業務を行うことが制限されている」とは、例えば、外国貨物の船積（卸）業務を行う場合の港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）上の制限、保税運送業務を行う場合の道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）上の制限等をいう。</p> <p>（料金表を適用しない手続）</p> <p>18 - 2 18 - 1（通関業務の料金）の規定にかかわらず、次に掲げる手続については、18 - 1 の表（備考を含む。）に掲げる料金は適用しない。</p> <p>イ（省略）</p> <p>□ 特例申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。下記トにおいて同じ。）の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。）</p> <p>ハ 関税法第 7 条の 2 第 1 項（（申告の特例））の承認の申請</p> <p>二～ヘ（省略）</p> <p>ト 特例申告貨物の輸入申告（当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。）</p> <p>チ（省略）</p> <p>リ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請</p> <p>（通関業者に対する監督処分の基準）</p> <p>34 - 6 法第 34 条（（通関業者に対する監督処分））第 1 項の規定による処分は、次の基準表により行う。</p> <p style="text-align: center;">通関業者監督処分基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">違反法条</td> <td style="width: 25%;">該当規定</td> <td style="width: 25%;">第 1 号該当</td> <td style="width: 25%;">第 2 号該当</td> </tr> </table>	違反法条	該当規定	第 1 号該当	第 2 号該当	<p>法第 7 条ただし書にいう「他の法律において業務を行うことが制限されている」とは、例えば、外国貨物の船積（卸）業務を行う場合の港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）上の制限、保税運送業務を行う場合の道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）上の制限等をいう。</p> <p>（料金表を適用しない手続）</p> <p>18 - 2 18 - 1（通関業務の料金）の規定にかかわらず、次に掲げる手続については、18 - 1 の表（備考を含む。）に掲げる料金は適用しない。</p> <p>イ（同左）</p> <p>□ 特例申告（当該特例申告に係る指定貨物（関税法第 7 条の 2 第 1 項（（申告の特例））に規定する指定貨物をいう。下記ヘにおいて同じ。）の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。）</p> <p>ハ 関税法第 7 条の 2 第 1 項（（申告の特例））の承認及び指定の申請</p> <p>二～ヘ（同左）</p> <p>ト 特例申告に係る指定貨物の輸入申告（当該特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。）</p> <p>チ（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（通関業者に対する監督処分の基準）</p> <p>34 - 6 法第 34 条（（通関業者に対する監督処分））第 1 項の規定による処分は、次の基準表により行う。</p> <p style="text-align: center;">通関業者監督処分基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">違反法条</td> <td style="width: 25%;">該当規定</td> <td style="width: 25%;">第 1 号該当</td> <td style="width: 25%;">第 2 号該当</td> </tr> </table>	違反法条	該当規定	第 1 号該当	第 2 号該当
違反法条	該当規定	第 1 号該当	第 2 号該当						
違反法条	該当規定	第 1 号該当	第 2 号該当						

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
関 税 法	108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出	1(級)	2(級)	関 税 法	108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出	1(級)	2(級)
	109	輸入してはならない貨物の輸入	1	2		109	輸入してはならない貨物の輸入	1	2
	109 の 2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等	1	2		109 の 2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等	1	2
	110	関税ほ脱	2	3		110	関税ほ脱	2	3
	111	無許可輸出入	2	3		111	無許可輸出入	2	3
	112	密輸貨物の運搬等	2	3		112	密輸貨物の運搬等	2	3
	113 の 3	虚偽申告等	3	4		113 の 3	虚偽申告等	3	4
	<u>114 の 2</u>	船用品又は機用品の積込み等	4	5		<u>114</u>	船用品又は機用品の積込み等	4	5
	<u>115 の 2</u>	見本の一時持出し等	4	5		<u>115</u>	見本の一時持出し等	4	5
	116	113 の 3 ~ <u>115 の 2</u> 違反の重過失	4	5		116	113 の 3 ~ <u>115</u> 条違反の重過失	4	5

（同左）

（基準表の適用）

(1) ~ (3) （省略）

（通関士に対する懲戒処分の基準）

35 - 5 法第 35 条第 1 項((通關士に対する懲戒処分))の規定による処分は、次の基準表により行う。

通關士懲戒処分基準表

違 反 法 条		処 分
關 稅 法	108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出
	109	輸入してはならない貨物の輸入
	109 の 2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等
	110	関税ほ脱
	111	無許可輸出入
	112	密輸貨物の運搬等
	113 の 3	虚偽申告等
	<u>114 の 2</u>	船用品又は機用品の積込み等
	<u>115 の 2</u>	見本の一時持出し等
	116	113 の 3 ~ <u>115 の 2</u> 違反の重過失

（同左）

（基準表の適用）

(1) ~ (3) （省略）

（同左）

（基準表の適用）

(1) ~ (3) （同左）

（通關士に対する懲戒処分の基準）

35 - 5 法第 35 条第 1 項((通關士に対する懲戒処分))の規定による処分は、次の基準表により行う。

通關士懲戒処分基準表

違 反 法 条		処 分
關 稅 法	108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出
	109	輸入してはならない貨物の輸入
	109 の 2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等
	110	關税ほ脱
	111	無許可輸出入
	112	密輸貨物の運搬等
	113 の 3	虛偽申告等
	<u>114</u>	船用品又は機用品の積込み等
	<u>115</u>	見本の一時持出し等
	116	113 の 3 ~ <u>115</u> 条違反の重過失

（同左）

（基準表の適用）

(1) ~ (3) （同左）